

## 中国税務速報

2013年2月20日

---

### ●1 労働争議案件審理の法律適用の若干問題に関する解釈

最高人民法院は1月18日に「最高人民法院の労働争議案件審理の法律適用の若干問題に関する解釈（四）」（法釈〔2013〕4号）を公布し、経済補償金、競業避止義務等の取扱政策を明確にしました。当解釈の公布により、労働者本人に起因しない原因（例えば、出向、買収・合併・分割など）による元雇用者から新雇用者に雇用関係が変更された場合、労働契約の解除・終了に該当します。そこで、労働者に補償金を支払うに際して、元雇用者の勤務年数を新雇用者の勤務年数に合算することが可能となります。

また、労働者が退職後に元雇用者と競業避止義務について合意した場合、元雇用者に対して経済補償金の支払いを要求することが可能となります。経済補償金の基準は、労働契約解除・終了前12ヵ月の平均賃金の30%とされています。経済補償金を支払わない場合、労働者は競業避止義務の解除を要求することが可能です。一方、競業制限期間内において、雇用者から解除を要請することも可能ですが、労働者に3ヵ月分の経済補償金を支払う必要があります。

[http://rmfyb.chinacourt.org/paper/html/2013-02/01/content\\_57600.htm](http://rmfyb.chinacourt.org/paper/html/2013-02/01/content_57600.htm)

### ●2 マルチ商法<sup>1</sup>企業における増値税課税販売額の確定

国家税務総局は1月17日に「マルチ商法企業における増値税課税販売額確定の関係問題に関する公告」（国家税務総局公告「2013」第5号）を公布しました。

マルチ商法企業は、販売員に物品を販売した後、販売員がその物品を消費者に販売した場合、販売員から受け取った価格・費用の全額を課税販売額とします。また、販売員を通じて消費者に物品を販売した場合、消費者から受け取った価格・費用全額を課税販売額とします。

当通達は、2013年3月1日から実施することになります。

<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/12200826.html>

### ●3 財政補助金に係る増値税の取り扱い

国家税務総局は1月8日付で「中央財政補助金に係る増値税に関する公告」（国家税務総局公告「2013」3号）を公布し、納税者の受け取った中央財政補助金は増値税の課税収入に属さないため、増値税が課されない旨を明確しました。

当通達は2013年2月1日から実施することになります。過去の未決処理は当公告に従い、取り扱うこととなります。

<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/12198039.html>

---

<sup>1</sup> マルチ商法とは、加入者が他の者を次々と組織に加入させることにより、販売組織を拡大させていく販売取引。